

(参考資料)

(財) 骨髓移植推進財団

<法人シート／事務・事業シート（概要説明書）>

法人シート（概要説明書）						
法人名		財団法人 骨髄移植推進財団				
当省担当部局		健康局	担当課・室名	疾病対策課臓器移植対策室		
沿革		平成3年12月 財団設立				
※1 役員	役員数	24	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	23
	職員数	92	うち常勤職員数	92	うち非常勤職員数	0
※2 職員の状況	官庁OB役員数	(3) → (3)	うち常勤役員数	(1) → (1)	うち非常勤役員数	(2) → (2)
	官庁OB職員数	(0) → (0)	うち常勤職員数	(0) → (0)	うち非常勤職員数	(0) → (0)
法人概要	目的 (何のために)	骨髄移植に関する普及啓発、骨髄移植までの連絡調整等を行うことにより、骨髄バンク事業の推進を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与すること。				
	対象 (誰/何を対象に)	骨髄バンク事業は、公平性、公共性及び広域性を確保するため、国の主導の下に、(財)骨髄移植推進財団が主体となり、日本赤十字社及び地方公共団体の協力を得て実施。				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 骨髄提供希望者の募集等のための普及啓発を行うこと。 ② 骨髄移植の円滑な実施に結びつくよう、骨髄提供希望者に対する説明、関係機関との連絡調整を行うこと。 ③ 骨髄提供者に対し、骨髄採取に伴う健康被害の補償を行うこと。 ④ 骨髄移植に関する調査研究を行うこと。 ⑤ 骨髄移植に従事する者に対する研修を行うこと。 ⑥ 骨髄移植に関する国際協力を行うこと。 ⑦ その他本財団の目的を達成するために必要な事業 ※ ①、②、⑤、⑥は国からの補助事業				
年間収入合計 (千円) ※3	1,544,093	年間支出合計 (千円)	1,544,093	負債額 (千円)	156,244	
会費収入	7,250	事業費	1,359,646	負債相当額	70,326	
財産運用収入	7,889	管理費	100,503	その他の負債	85,918	
寄付金収入	132,294	事業に不可欠な固定資産	500	正味財産額	1,209,043	
補助金等収入	440,719	その他の支出	83,444	内部留保額	225,779	
うち国から	440,719	資産額	1,365,287	内部留保水準(%)	15.5	
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	29	
事業収入	889,603	基本財産	661,000	国・独法等からの補助金等(平成22年度見込み) ※4	444,039	
うち国からの委託費交付総額	0	公益事業基金	66,088		国からの権限付与の概要	根拠条文
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	41,763			
その他の収入	66,338	引当資産等	300,331			
		その他の資産	296,105			

(※1) 役員数の状況は、平成22年4月1日現在。(常勤は、週3日以上勤務者)

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛での補助金等交付の見込み額を記入。

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	骨髄移植対策事業			
会計勘定・項・目	（会計勘定）一般会計 （項）移植医療推進費 （目）移植対策事業費補助金			
法人名	財団法人 骨髄移植推進財団			
事業担当部局	健康局	法人所管部局	健康局	
事務・事業概要	目的 （何のために）	白血病、重症再生不良性貧血等の疾病に対する有効な造血幹細胞移植の一つである骨髄移植を推進するため、あっせん機関である（財）骨髄移植推進財団があっせん業務を行う際の連絡調整者（コーディネーター）の確保を図るとともに、骨髄提供希望者を確保するための普及啓発を行い、骨髄バンク事業の安定的な運営を図る。		
	対象 （誰/何を対象に）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白血病等の血液難病患者</li> <li>・骨髄提供登録者</li> <li>・その他骨髄移植関係者</li> </ul>		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄のあっせんに関する事業 白血病等の血液難病患者に対する有効な治療法である骨髄移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄移植推進財団があっせん機関として骨髄移植に係る連絡調整を行う（国際的なあっせんを含む）。また、骨髄提供登録者（ドナー）の登録内容の定期的更新等を行う。</li> <li>・骨髄移植に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植の機会を提供できるよう、骨髄提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、骨髄提供登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。</li> </ul>		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	関係する通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「骨髄バンク事業の推進について」（平成3年12月18日 健医発第1462号 厚生省保健医療局長通知）</li> <li>・骨髄移植対策事業実施要綱</li> <li>・移植対策（造血幹細胞）事業費補助金交付要綱</li> </ul>	
	事業の補助割合	定額（1/2・10/10）		
	事業開始年度	平成15年度	事業終了年度	平成24年度
事業の必要性 （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移植医療は、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、無償で骨髄を提供する「提供者（ドナー）」があっせん、はじめて成立するという他の医療にない特徴を有する。移植機会の公平性を確保しつつ、効果的・効率的な移植を行うためには、骨髄提供者（ドナー）と患者の間のHLA（白血球の型）の適合性等医学的見地からの統一した基準の下で、第三者機関があっせんを行うことが必要不可欠である。</li> <li>・非血縁者間でHLAが一致する確率は非常に低く、数百分の1から数万分の1と言われている。HLAが一致する確率を高め、骨髄移植の機会を確保するためには、広く国民から骨髄提供希望者を募り、多くのHLAを登録する必要があるため、国民に対する普及啓発が不可欠である。</li> </ul>			
補助の必要性 （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>骨髄移植については、倫理的な観点からあっせんの対価として財産上の利益を得ることは許されない。また、患者は白血病等の治療のため、既に高額な医療費を負担しており、移植にかかる経費として現状以上に高額な自己負担を求めることは問題がある。</p> <p>しかし、寄付金、患者負担金、診療報酬等の限られた収入で法人の事業を継続的に実施していくことは財政的に困難である。</p> <p>白血病等の根治療法である骨髄移植を必要とする患者数が年々増加していることも踏まえ、国としても骨髄移植を積極的に推進していく必要があるため、一定の助成は必要である。</p>			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	なし			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		<b>骨髄移植対策事業</b>				
<b>成果目標</b>		<p>骨髄バンク事業における骨髄移植ドナー登録者数は、年々増加し、平成21年度末には35万7千人を超え、骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）を超えたところ。</p> <p>しかしながら、年間の登録患者数に対して移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっており、今後も一人でも多くの患者が骨髄移植を受けることができるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図っていく。</p>				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		骨髄移植ドナー登録者数	人	306,397	335,052	357,378
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		ドナー登録会の開催	回	1,797	2,343	3,299
<b>予算執行率</b>						
<b>パンフレット等の作成</b> (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H19年度	H20年度	H21年度
		パンフレット「チャンス」	部	900,000	750,000	500,000
		リーフレット「ギフトオブライフ」	部	835,000	1,339,000	336,000
国で直接実施	可	理由	-			
	否	理由	<p>本財団においては、職員約90名、非常勤のコーディネーター約150名、その他多数のボランティアなど、多様な雇用形態・参加形態により骨髄あっせん事業を行っている。これらの者を国で直接雇用し、事業を実施することは非効率であり、適当でないところである。</p> <p>普及啓発事業については、国の補助を超える部分は寄付金等の収入源をもって事業を実施している。国で直接実施する場合は、1/2補助の残り分に加え、財団が自主的な財源で賄っている経費についても、全て国の予算で手当てする必要があり、予算の増加を招くこととなるため困難である。</p>			
自治体、民間等への移行	可	想定する実施主体	-			
	否	理由	<p>公平で効果的・効率的な骨髄あっせん業務を実施するためには、全国の骨髄提供希望登録者及び登録患者の情報を一元管理することが不可欠であり、当該事業を自治体が個別に実施することは不適當である。</p> <p>更に、財政的な観点から、自治体で実施した場合、新たな職員の増員などが必要となること、寄付金や患者負担金等の収入がなくなることから、かえって非効率かつ予算の増加が必要となることが見込まれ、適当でないところである。</p> <p>また、骨髄のあっせんについては、倫理的な観点からあっせんの対価として財産上の利益を得ることは許されないため、営利を目的とする民間において当該事業を実施することは不適當である。</p>			
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		<p>公益法人への国庫金支出の徹底的な見直しの観点より、事業及び支出額の見直しを行い、既に23年度予算額案においては、普及啓発経費等の縮減を図ったところである。骨髄移植件数が年々増加しており、更なる予算額の削減は事業の運営上困難であるが、今後とも必要に応じて事業の効率化に努めていく。</p>				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		骨髄移植対策事業						
<b>事業の収支状況（千円）</b>		<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>	<b>平成21年度（決算額）</b>				
内訳	収入	1,485,086	1,524,154	1,544,093				
	国からの補助金収入	457,398	463,857	440,719				
	その他の収入	1,027,688	1,060,297	1,103,374				
	支出	1,451,880	1,514,154	1,544,093				
	収支差	33,206	10,000	0				
		<b>平成22年度予算額</b>		<b>人件費</b>				
予算額	事業費	444,039 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)		従事役員数 (厚労省〇B分再掲)	
	人件費	0 千円		常勤職員	(0) 0	千円	(0) 0	人
	管理費	0 千円		非常勤職員	(0) 0	千円	(0) 0	人
	総計	444,039 千円						
		<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>	<b>平成21年度（交付決定額）</b>				
内訳	決算額（千円）	485,317	491,857	458,397				
	事業費	480,810	487,350	454,493				
	人件費	0	0	0				
	管理費	4,507	4,507	3,904				
		<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>	<b>平成21年度（交付決定額）</b>				
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	0/0	0/0	0/0				
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	0/0	0/0	0/0				
	再委託・補助先 (名称)	-	-	-				

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
-	-	-	-	

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
-	-	-	-	